

新旧対照表

改正後	改正前
<p>○安曇野市立幼稚園使用料の減免に関する規則 平成18年6月30日規則第35号</p> <p>改正 平成19年3月29日規則第20号 安曇野市立幼稚園使用料の減免に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、安曇野市立幼稚園条例（平成17年安曇野市条例第227号） 第5条の規定に基づき、幼稚園教育の振興に資するため、安曇野市に住所を有し、安曇野市立幼稚園に通園する園児の保護者の所得の状況に応じて（園児に対して親権を行う者又は親権を行う者がいないときは未成年後見人をいう。以下同じ。）で、所得が低い者に対し、就園奨励事業として使用料を減免することについて必要な事項を定めるものとする。 (減免の対象世帯等)</p> <p>第2条 使用料の減免の対象世帯及び減免割合は、別表のとおりとする。 (減免申請)</p> <p>第3条 使用料の減免を受けようとする者は、安曇野市立幼稚園使用料減免申請書（様式第1号）に使用料減免措置に関する調書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 当該年度に係る市民税課税（非課税）証明書又は市民税納税通知書の写し (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所長、地区担当の民生委員又は市長の証明書 (3) 前年分の所得税の額が分かる書類 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用料の減免の可否を決定するために必要と認める書類 (減免の決定等)</p> <p>第4条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査して使用料の減免の可否を決定し、安曇野市立幼稚園使用料減免決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。</p>	<p>○安曇野市立幼稚園使用料の減免に関する規則 平成18年6月30日規則第35号</p> <p>改正 平成19年3月29日規則第20号 安曇野市立幼稚園使用料の減免に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、安曇野市立幼稚園条例（平成17年安曇野市条例第227号） 第5条の規定に基づき、幼稚園教育の振興に資するため、安曇野市に住所を有し、安曇野市立幼稚園に通園する園児の保護者の所得の状況に応じて（園児に対して親権を行う者又は親権を行う者がいないときは未成年後見人をいう。以下同じ。）で、所得が低い者に対し、就園奨励事業として使用料を減免することについて必要な事項を定めるものとする。 (減免の対象世帯等)</p> <p>第2条 使用料の減免の対象世帯及び減免割合は、別表のとおりとする。 (減免申請)</p> <p>第3条 使用料の減免を受けようとする者は、安曇野市立幼稚園使用料減免申請書（様式第1号）に使用料減免措置に関する調書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 当該年度に係る市民税課税（非課税）証明書又は市民税納税通知書の写し (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所長、地区担当の民生委員又は市長の証明書 (3) 前年分の所得税の額が分かる書類 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用料の減免の可否を決定するために必要と認める書類 (減免の決定等)</p> <p>第4条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査して使用料の減免の可否を決定し、安曇野市立幼稚園使用料減免決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。</p>

改正後

改正前

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年度の使用料の減免から適用する。

附則(平成19年3月29日規則第20号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	対象世帯	使用料の減免割合
1	前年分の所得税非課税世帯で当該年度の市民税の所得割が非課税の世帯及び生活保護法の規定に基づき保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)	50%
2	前年分の所得税非課税世帯で当該年度の市民税の所得割の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、保護者の所得割の額の合計額)がある世帯	30%
3	前年分の所得税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、保護者の所得税の額の合計額)が30,000円未満の世帯	15%
4	同一世帯から2人以上の園児が入園している場合で、当該園児の保護者の前年分の所得税課税標準の額の合計が600,000円未満となる世帯	第2子50% 第3子以上75%

(備考)

1 所得割とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

~~(1) 地方税法第314条の8(外国税控除)~~

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年度の使用料の減免から適用する。

附則(平成19年3月29日規則第20号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	対象世帯	使用料の減免割合
1	前年分の所得税非課税世帯で当該年度の市民税の所得割が非課税の世帯及び生活保護法の規定に基づき保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)	50%
2	前年分の所得税非課税世帯で当該年度の市民税の所得割の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、保護者の所得割の額の合計額)がある世帯	30%
3	前年分の所得税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、保護者の所得税の額の合計額)が30,000円未満の世帯	15%
4	同一世帯から2人以上の園児が入園している場合で、当該園児の保護者の前年分の所得税課税標準の額の合計が600,000円未満となる世帯	第2子50% 第3子以上75%

(備考)

1 所得割とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、次に掲げる規定は適用しないものとする。

(1) 地方税法第314条の7(外国税控除)

改正後	改正前
<p>(2) 地方税法附則第5条第3項</p> <p>2 所得税とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条</p> <p>様式第1号（第3条関係） 様式第2号（第3条関係） 様式第3号（第4条関係）</p>	<p>(2) 地方税法附則第5条第2項（配当控除）</p> <p>2 所得税とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第92条第1項（外国税控除）</p> <p>(2) 所得税法第95条第1項、第2項及び第3項（配当控除）</p> <p>(3) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項（住宅借入金等特別控除）</p> <p>(4) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条（住宅を取得した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）</p> <p>様式第1号（第3条関係） 様式第2号（第3条関係） 様式第3号（第4条関係）</p>